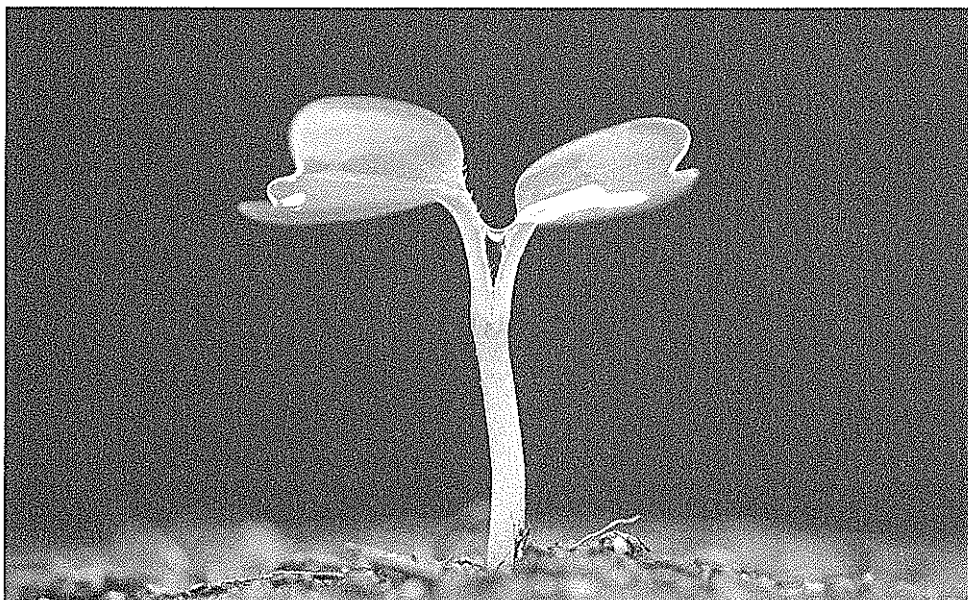


全金連のご案内

資金需要者保護を理念に 貸金業界の健全な発展を担う



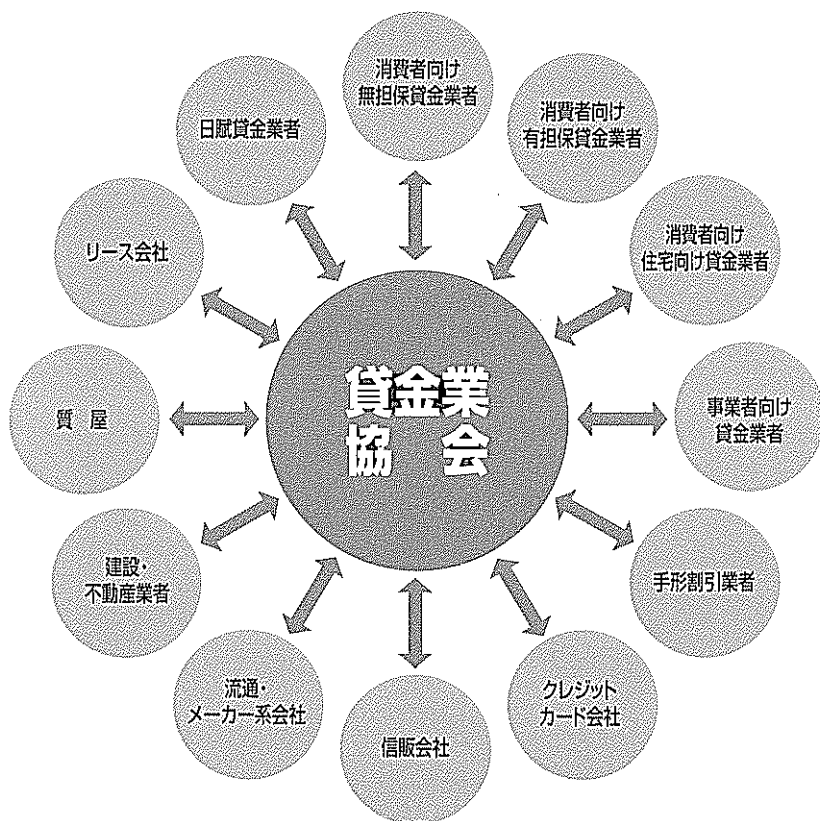
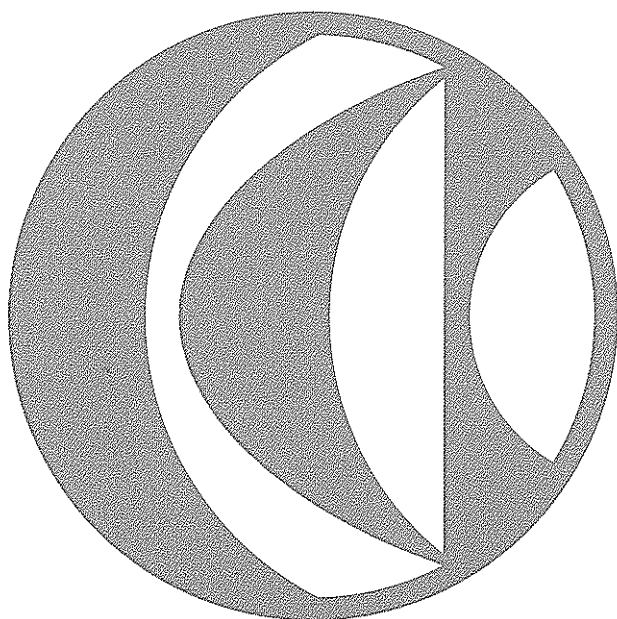
昭和58年に貸金業規制法が施行されて以来、私ども全国貸金業協会連合会は、都道府県貸金業協会を統括する全国組織の公益法人として、資金需要者の保護を理念に業界の健全な発展のため真摯な努力を積み重ねてまいりました。

今日、貸金業者の総貸付残高は50兆円を越え、貸金業界は国民経済の一翼を担うまでに発展してまいりましたが、他業界からの参入や業界再編の加速、金融システムをめぐる法整備の進展、さらには出資法上限金利の引き下げ等、激変する経営環境の中でさまざまな課題を抱える現状でもあります。

当連合会は、これら時代や環境の変化に適切な施策をもって取り組むとともに、業界が真に社会の理解を得られるよう、さらに健全化を進めてまいる所存です。

私どもの事業活動により一層のご理解をいただくとともに、今後ともご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

社団法人全国貸金業協会連合会



目 的

全国貸金業協会連合会(全金連)は、都道府県ごとに設立された貸金業協会の運営に関する連絡、調整及び指導を行い、その適正な活動を促進することにより、その業務の適正な運営を確保し、もって貸金業界の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする。

[沿革]

昭和48年11月10日「貸金業者の自主規制の助長に関する法律」(昭和47年法律第102号)に基づき社団法人全国庶民金融業協会連合会設立。

昭和59年5月28日「貸金業の規制等に関する法律」(昭和58年法律第32号)に基づき社団法人全国貸金業協会連合会に名称変更。

事 業

全金連は、上記目的を達成するため、次の事業を行っています。

1. 貸金業規制法、出資法、その他貸金業に関する法令等の規定を貸金業者に遵守させるための貸金業協会(協会)に対する連絡及び指導
2. 貸金業者の業務改善、その他貸金業界の健全な発展に資するための企画立案
3. 協会に対する研修の実施及び協会が貸金業者に対し実施する研修に関する企画立案
4. 協会が設置又は指定した信用情報機関の業務運営及び信用供与者による信用情報の取扱いが適正に行われるために必要な連絡、調整
5. 貸金業に関する調査研究及び統計資料の作成
6. 主務官庁、関係金融団体その他に対する意見の開陳及び連絡
7. 貸金業界の社会的地位の向上のための啓蒙、宣伝及び刊行物の発行
8. 貸金業業態間の連絡及び調整
9. 上記のほか目的を達成するために必要な事業



6委員会・2部会による多角的な事業体制を基盤に、業界全体の信頼とモラル向上に取り組んでいます。

1. 適正な業務運営に資する活動

貸金業協会が業務指導を行うについて必要な自主規制基準例や法令に適合する業務用書式を作成しているほか、適正な業務運営に資するため次のような書籍等を刊行しています。

- ・貸金業関係法令集
- ・貸金業業務用書式の説明
- ・業務用書式の記入例
- ・貸金業印紙税の手引
- ・(金利)早見表
- ・債権回収の手引
- ・日賦貸金業関係法令並びに書式作成要項
- ・日賦貸金業者の業務における遵守事項
- ・貸金業関係判例解説
- ・貸金業者登録申請等の手引



2. 広告の適正化を図る活動

貸金業者の広告の適正化を図るため、貸金業協会に広告の自主規制基準例を示すとともに、協会を通じて広告関係法令遵守の指導を行っています。また、懇談会等を開催して広告業者の団体等に対し貸金業者の広告の適正化を図るための協力要請を行っています。

3. 貸金業に従事する者の資質向上を図る活動

貸金業協会が貸金業に従事する者の資質向上を図るために実施する研修について、全金連は統一的な課程を定めるとともに、貸金業研修テキスト(基礎編・実務編)等の教材を作成しています。

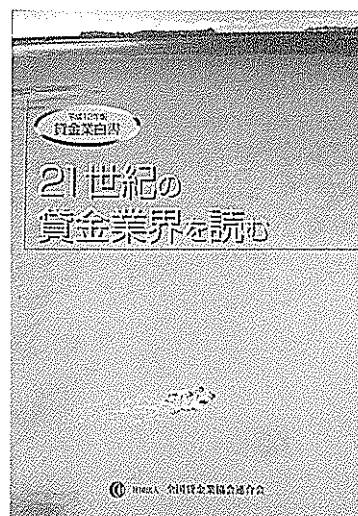
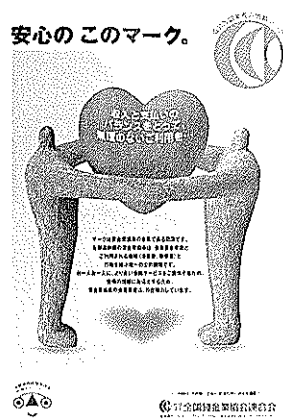


4. 調査・研究活動

全金連は、全国を単位とする業界唯一の公益法人として貸金業に係る法令や税制等の調査・研究を行い、関係機関等に意見・要望を開陳しています。

5. 苦情処理・相談業務の推進

貸金業協会が行う苦情処理・相談業務が消費者保護の実を挙げるよう全国の消費者行政機関、警察、消費者団体等と懇談会を開催するなど連携強化を図るとともに、相談対応マニュアルを作成するなどその業務の積極的、効率的な運営を図るための連絡、調整、指導を行っています。

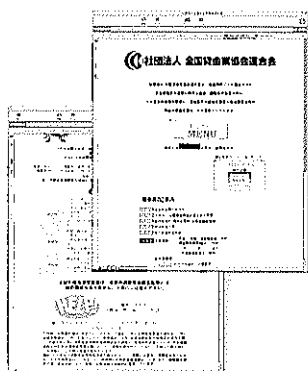


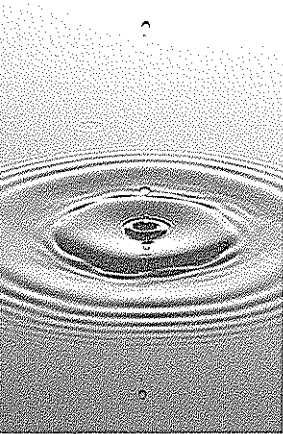
6. 貸金業者の経営に資する活動

貸金業者の経営実態や資金需要者の動向等の調査・分析を行い、毎年「貸金業白書」を刊行しているほか、各種統計資料を作成・公表し、「消費者金融における標準財務諸表様式」など貸金業者の経営に資する資料を作成し頒布しています。

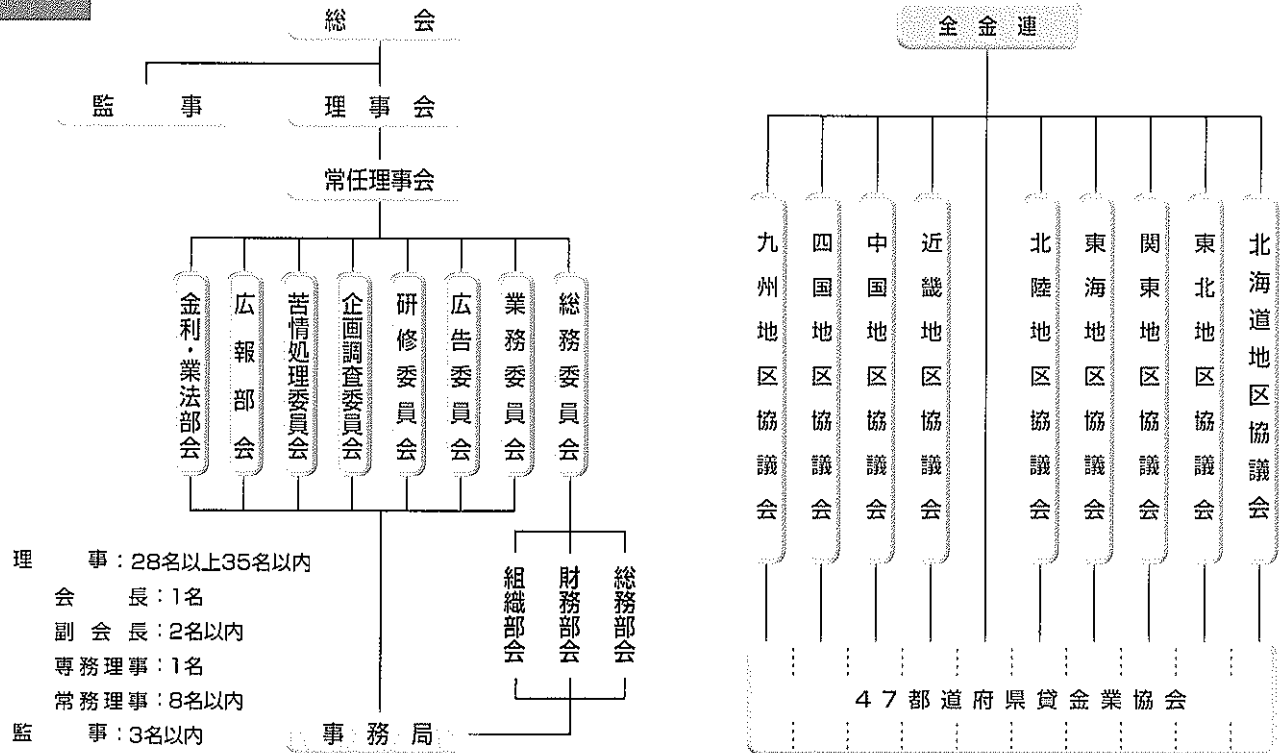
7. 広報・啓発活動

広報誌「オピニオン」やホームページによって業界情報の開示と業界内啓発を行っています。ホームページではさらに契約上の留意点や悪質業者の手口等消費者啓発に資する記事を掲載するとともに、各協会の相談窓口を紹介しています。また、毎年消費者啓発のためのポスターやリーフレットを作成し、消費者行政窓口や会員業者の店舗などに配布しています。





社団法人全国貸金業協会連合会 組織図



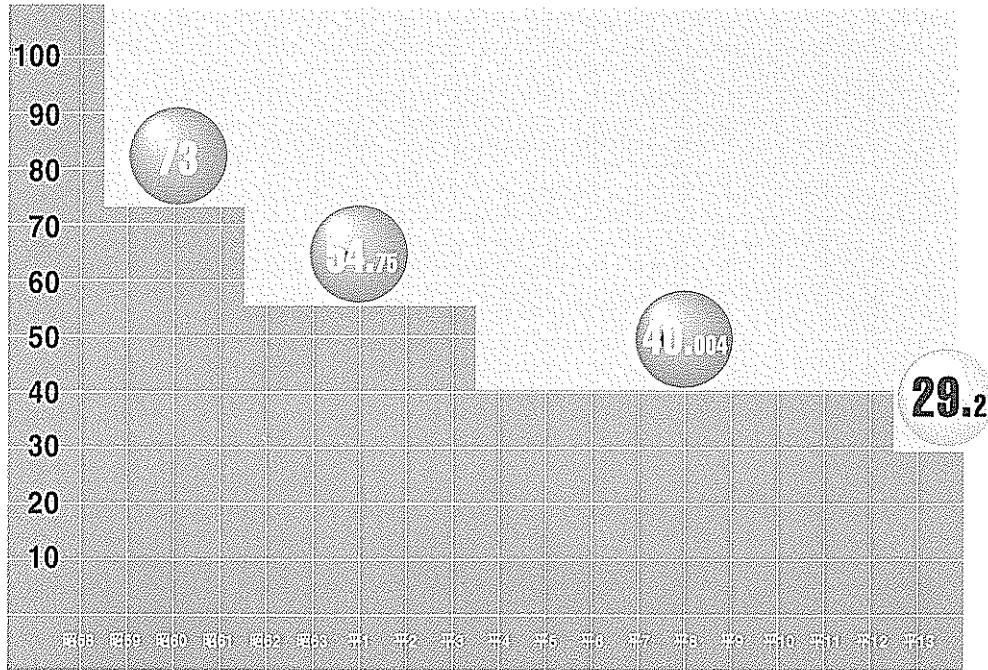
貸金業協会の活動

全金連傘下の各都道府県貸金業協会では、貸金業の適正な運営と不正金融の防止に資するため、以下の業務を行っています。

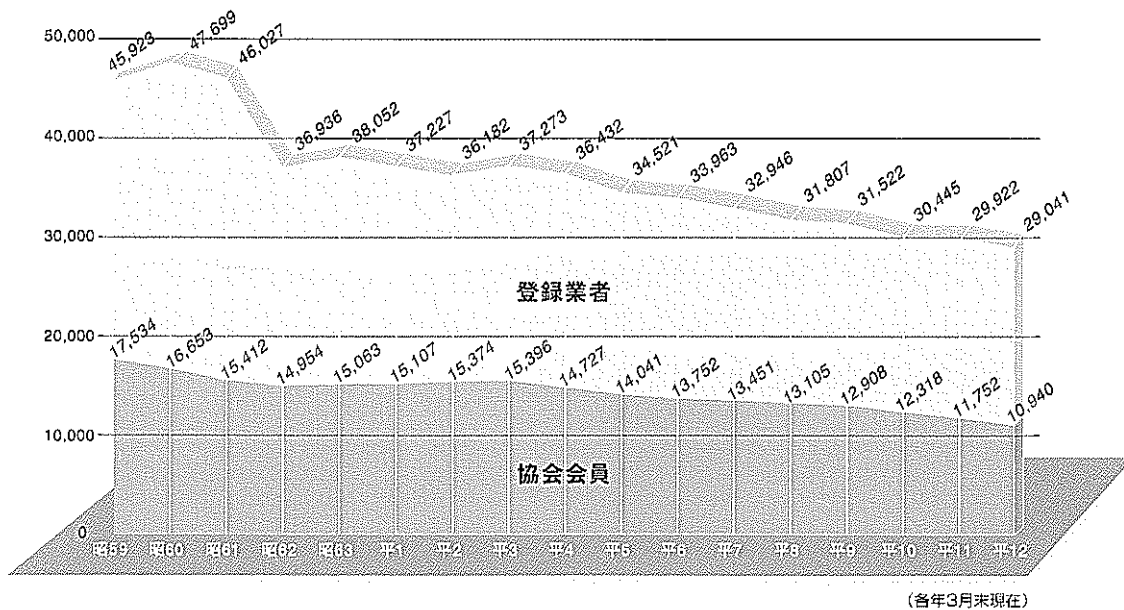
1. 貸金業規制法、出資法、その他の法令を遵守させるための会員の指導、勧告等
2. 会員業者の貸金業に関する契約内容の適正化、その他資金需要者等の利益の保護を図るため必要な調整、指導、勧告等
3. 債務者等からの苦情の解決
4. 貸金業に従事する者に対する研修
5. 信用情報機関の設置又は指定等による会員の過剰貸付の防止
6. 登録申請、届出の受付等
7. その他協会の目的を達成するために必要な業務

出資法上限金利の推移

出資法の定める貸金業者の上限金利は、特例を除き昭和58年の改正によって本則金利を年40.004%とし、経過措置によって昭和61年10月31日までは73%、11月1日以降平成3年10月31日までは54.75%と段階的に引き下げられ、平成3年11月1日以降は本則の40.004%が適用されていましたが、平成12年6月1日からさらに年29.2%に引き下げられています。



登録業者数と協会会員数の推移



協会加入は任意

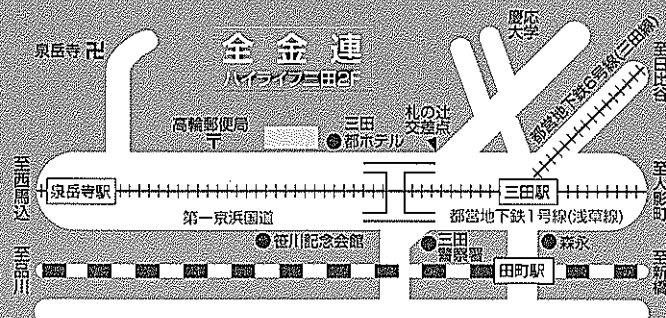
貸金業規制法は貸金業を登録制としていますが、貸金業協会への加入は「任意」とされており、協会の懸命な加入促進活動にもかかわらず加入率は40%前後で推移しています。

年度別登録済件数及び協会会員数並びに会員店舗数一覧

(3月末現在)

年度	財務局 登録	財務局登録 前年比	知事 登録	知事登録 前年比	登録 合計	合計 前年比	うち 協会会員数	協会会員数 前年比	会員 店舗数	店舗数 前年比
昭和 59	1,195	—	44,728	—	45,923	—	17,534	—	22,339	—
60	1,128	△ 67	46,571	1,843	47,699	1,776	16,653	△ 881	21,154	△ 1,185
61	1,140	12	44,887	△ 1,684	46,027	△ 1,672	15,412	△ 1,241	19,650	△ 1,504
62	1,111	△ 29	35,825	△ 9,062	36,936	△ 9,091	14,954	△ 458	19,223	△ 427
63	1,152	41	36,900	1,075	38,052	1,116	15,063	109	19,646	423
平成 1	1,269	117	35,958	△ 942	37,227	△ 825	15,107	44	20,154	508
2	1,304	35	34,878	△ 1,080	36,182	△ 1,045	15,374	267	20,976	822
3	1,343	39	35,930	1,052	37,273	1,091	15,396	22	21,300	324
4	1,366	23	35,066	△ 864	36,432	△ 841	14,725	△ 671	20,541	△ 759
5	1,465	99	33,056	△ 2,010	34,521	△ 1,911	14,041	△ 684	20,037	△ 504
6	1,417	△ 48	32,546	△ 510	33,963	△ 558	13,752	△ 289	20,257	220
7	1,327	△ 90	31,619	△ 927	32,946	△ 1,017	13,451	△ 301	20,609	352
8	1,327	0	30,480	△ 1,139	31,807	△ 1,139	13,105	△ 346	21,612	1,003
9	1,286	△ 41	30,236	△ 244	31,522	△ 285	12,908	△ 197	23,330	1,718
10	1,271	△ 15	29,174	△ 1,062	30,445	△ 1,077	12,318	△ 590	24,617	1,287
11	1,261	△ 10	28,661	△ 513	29,922	△ 523	11,752	△ 566	25,147	530
12	1,145	△ 116	27,896	△ 765	29,041	△ 881	10,940	△ 812	25,603	456
13	1,014	△ 131	26,623	△ 1,273	27,637	△ 1,404	10,053	△ 887	25,556	△ 47
14	941	△ 73	25,373	△ 1,250	26,314	△ 1,323	9,458	△ 595	25,519	△ 37

社団法人 全国貸金業協会連合会



- JR 三田町駅三田口より徒歩8分
- 都営地下鉄 三田駅A3出口より徒歩7分 泉岳寺駅A3出口より徒歩5分


社団法人 全国貸金業協会連合会

〒108-0073 東京都港区三田3-7-13 ハイライフ三田2F
 TEL03-3452-8171 (代)
 ホームページ <http://www.samaria.com/zenkinren/>